第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「六六、二〇〇トン」を「六五、七〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二、〇九五、六〇〇トン」を「二、〇九六、三〇〇トン」に、「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「三五〇、〇〇〇トン」を「三五三、八〇〇トン」に、「五五、四〇〇トン」を「五四、七〇〇トン」に、「五七、四〇〇トン」を「五六、六〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「二五三、六〇〇トン」を「二八三、八〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一二号、第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二四年一〇月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から同年九月三〇日まで」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四一号及び第一二〇二・四二号の項並びに第一二一二・九九号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に改める。

別表第一七〇三・一〇号及び第一七〇三・九〇号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「四、〇〇〇トン」を「二、〇〇〇トン」に改める。

別表第一八〇六・二〇号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「一七、一〇〇トン」を「二〇、五〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「三八、五〇〇トン」を「四〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「四七、一〇〇トン」を「四一、六〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項並びに第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に改める。

別表第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に、「八一一トン」を「七九八トン」に改める。

別表第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・五一号、第六四〇三・五九号、第六四〇三・九一号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二四年四月一日から平成二五年三月三一日まで」を「平成二五年四月一日から平成二六年三月三一日まで」に改める。

附　則

この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十八号

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、水産加工業施設改良資金融通臨時措置法（昭和五十二年法律第九十三号）第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法施行令（昭和五十二年政令第三百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「又は品質の程度が低いことその他の理由により食用に通常供されない水産動植物」を削り、「それら」を「それ」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　未利用又は利用の程度が低い水産動植物で水産資源の有効な利用の促進を図る上でそれを原材料とする食用水産加工品の製造又は加工を促進することが特に必要なものとして農林水産大臣が指定するものを原材料とする食用水産加工品の製造又は加工のための施設の改良、造成又は取得（その利用のための特別の費用の支出及びその利用に関する権利の取得を含む。）であつて、当該水産動植物の食用水産加工品の原材料としての利用が相当程度促進されると見込まれる都道府県として農林水産大臣が指定するものの区域内において行われるものであり、かつ、未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進に資すると認められるものであること。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎